

学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学について（その1）

保護者の皆様を始めとして、今後の通学先についてはたくさんのご意見をいただいています。教育委員会では、今後学区外通学制度に関する検討委員会を開催して具体的な内容の検討を開始します。

今回は、今後9年間の通学先に関する基本情報と、学校の統合と学区の再編に伴う配慮事項として、「通学先の配慮」についてお示しします。

1 「通学先の配慮」＝ 学校の統合等により転校を繰り返す児童・生徒への配慮

2 「通学先の配慮」の背景

教育委員会では、学校の統合・廃校・新設または学区の変更を行う時には、必ず児童・生徒の「通学先の配慮」を学校や地域の方と一緒に検討します。

学校の統合等により別の学校に転校することは、当事者である児童・生徒とその保護者の皆様には受け入れにくい場合もあります。

このような場合を考慮して、統廃合等により通学先が変更になるときは、変更前の学校に引き続き通い続けることができるように、また、学校および学区を分割して引き継ぐときは、引継校のいずれかを選択できるように配慮しています。

今回の「新たな学校づくり」でも同様の配慮を学区外通学制度の見直しを目的とした検討委員会を開催して検討します。

3 「新たな学校づくり」における「通学先の配慮」

○原則：現在通学している学校が統合する新設校に引き続き通学となります。

○配慮事項（検討委員会にかける案）

①学校を統合する時点で、学区が変更になる地域にお住まいの児童・生徒は、変更前の学校が統合となった新設校と、変更後の指定校のいずれかから、通学する学校を選択できるように配慮します。

②現在在籍している学校が分割して統合する場合は、分割して引き継ぐ学校がそれぞれ新設校となりますが、その新設校のいずれかを選択することができるように配慮します。

③単独建替えでも、学区が変更になる場合は、学区変更時点で学区が変更になる地域にお住まいの児童・生徒は、在籍していた学校と、学区変更後の指定校のいずれかから、通学する学校を選択できるように配慮します。

④通学先の配慮は、変更する時点で在籍している児童・生徒を対象とします。

○課題：受け入れる側の学校が教室不足にならないように、学校施設の状況と今後の児童・生徒・学級数の予測数を基に、教育委員会と受入校とで協議します。